

高裁・高検に要請ハガキを送ろう！

狭山事件の再審開始を求めます

いわゆる狭山事件は現在、東京高裁第4刑事部に第3次再審請求が申し立てられ、再審請求人の石川一雄さんが無実を叫びつづけて52年になります。東京高裁の勧告によって検察官手持ち証拠が開示されましたが、東京高検にはまだ多くの証拠が眠っています。狭山事件の再審を求め下記のことを要望いたします。

1 弁護団が求める証拠の開示を東京高等検察庁に対して勧告して下さい。とくに東京高検以外の埼玉県警や浦和地検等の証拠物の一覧表を弁護団に提示するよう検察官に勧告して下さい。

2 事件当日に「殺害現場」の隣の畑にいたOさんの証人尋問、現場検証をおこなって下さい。

3 証拠開示された逮捕当日の石川さんの上申書と脅迫状の筆跡の違いは明らかです。筆跡鑑定、証拠調べ、鑑定人尋問をおこなって下さい。

この間、再審で無罪となった足利事件、布川事件、東電社員殺人事件の教訓は、事実調べと証拠開示が冤罪防止・誤判救済に不可欠だということです。袴田事件では検察官が見当っていた写真ネガや取調べテープが見つかったとして開示されています。検察官手持ちの全証拠のリストを弁護側が開示すべきです。狭山事件においても、弁護側への証拠開示を保障し、事実調べをおこない、再審を開始するよう求めます。

100-8933

東京都千代田区霞ヶ関1-1-4

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長 植村 稔 様

狭山事件にかかわる証拠開示を求めます

狭山事件は現在、東京高裁に第3次再審請求が申し立てられています。狭山事件では、事件当時、多くの捜査資料が集められ、東京高検も積み上げると2～3メートルにおよぶ証拠があることを認めています。この間、裁判所の勧告もあって証拠開示がおこなわれましたが、まだ多くの証拠が開示されていません。「見当」とするだけで検察官手持ち証拠の内容さえ弁護側にわからないのでは不公平です。新証拠の発見を要件とする再審制度の趣旨からも検察官による手持ち証拠の開示は当然です。国連も検察官手持ち証拠への弁護側のアクセスを保障するよう勧告しています。新証拠となる可能性のある証拠を検察官がことさら隠すことは正義に反します。袴田事件では、検察官がこれまでないと言っていた写真ネガや取調べテープがあったとして出されています。東京高等検察庁が公正・公平・誠実に、狭山弁護団の証拠開示請求に応じるよう強く求めます。とくに、東京高検以外の埼玉県警や浦和地検などの証拠物一覧表をすみやかに弁護側が開示するよう要請します。

100-8904

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

東京高等検察庁
御中

※東京高裁、東京高検に対する要請ハガキの見本です。(東京高裁の裁判長が交代しました)